

アーバンキャステール山屋敷寮 規則

目的)

第1条 アーバンキャステール山屋敷寮（以下本寮という）の入居に関し、以下に定める内容を理解し、協力し合い、住みよい環境にする為に、入寮者が遵守すべき規則を定める。又、本寮は、宮城県内にある各大学の外国人留学生、大学生、大学院生、研究員、又は関係者専用とする。ただし、管理者が入寮を認めた場合は、この限りではない。

遵守義務)

第2条 入寮者は、本寮が共同生活の場であることを認識し、本規則を遵守して上記学生として節度ある行動をとらなければならない。

女性専用寮)

第3条 本寮のは女性専用寮とする。

迷惑行為の禁止)

第4条 入寮者は、管理者、他の入居者及び近隣居住者に迷惑のかかる以下の行為を行ってはならない。

- 1 銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物（鉄砲・刀剣類）又は、爆発性、発火性を有する危険物を製造又は保管すること。
- 2 本寮の建物、設備及び備品（配水管等を含む）を腐食又は毀損させる恐れのある液体等を使用又は保管すること。
- 3 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、楽器演奏を行うこと。
- 4 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ねずみ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為をおこなうこと。
- 5 本寮において石油ストーブ、その他火気の使用。
- 6 犬・猫その他小動物等の飼育。
- 7 階段・廊下等共用スペースへの物品の残置及び設置、看板の設置。許可された場所以外へのポスター等の掲示。落書き行為等。
- 8 ビラ、パンフレット等の印刷物の配布及び掲示。
- 9 本寮指定場所以外での喫煙
- 10 本寮内で大声をあげるなどの騒音行為。飲酒をしての騒音、暴力行為。
- 11 暴力行為、賭博行為。
- 12 本寮の建物、設備、居室内の改造行為
- 13 他の入寮者及び近隣の居住者に迷惑がかかると管理者が判断した行為。

管理業務)

第5条 入寮者は、以下の管理項目を遵守する義務を負う。

- 1 入寮者は、自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心掛ける事。
- 2 日常のごみの処理については、種類別に分別を行い、指定する場所に出すこと。
- 3 電気製品のように処分が有料なごみは入寮者が費用を負担すること。
- 4 キッチン・シャワールームについては、使用後清掃、片づけを行い、次の使用者が気持ちよく使えるようにすること。
- 5 共用部に私物は残置せず、必ず、居室に持ち帰ること。共用部に私物を残置した場合は、管理者の判断で移動又は廃棄する場合がある。
- 6 寮室内及び共用部においてある、家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、万が一故障した場合は、至急管理者に報告すること。故意に壊したと認められる場合は入寮者の負担で復旧する。

駐輪場について)

第6条 入寮者は以下の項目を守り駐輪場を利用できる。

- 1 自転車の持ち込みは1人1台までとする。
- 2 自転車には、本寮指定のステッカーを貼り付けすること。
- 3 自転車には施錠を必ず行い、盗難に注意すること。万が一盗難や破損があっても管理者はその責を負わない。

留守の届出)

第7条 外泊、帰省及び旅行等で本寮を留守にする場合は、所定の用紙により事前に管理者に届け出なければならない。

外来者の立ち入り、宿泊の禁止)

第8条 外来者の入館・宿泊を認めない。

- 1 外来者を入館させることはできない。但し、管理者が認めた場合はこの限りではない。
- 2 外来者を宿泊させることは一切できない。

室内備品等について)

第9条 居室内の電球等の消耗品は入寮者の費用負担で交換する。又、寮内の設備・施設を破損又は汚損した場合は、直ちに管理室へ報告すること。修理に要する実費は入寮者が負担するものとする。

寮室内への立ち入り)

第10条 管理者は、火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合には、入居者が不在であっても、寮室内に立ち入ることが出来る。

- 1 管理者は、消防設備の点検等管理上の目的により寮室内に立ち入る必要がある場合、入寮者に事前に予告して寮室内に立ち入ることができる。
- 2 管理者は、客観的事実に基づき入寮者が本規則に違反していると推定される場合、入寮者の立会いのもと寮室内に立ち入ることができる。但し、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではない。

盗難の予防)

第11条 入寮者は、本寮内といえども自室を離れる際には必ず施錠すること。

- 1 入寮者は、多額の現金・カード等を自室に残したまま外出しないこと。万が一、紛失しても管理者はその責を負わない。
- 2 入寮者は、管理室稼働時間においては、管理人に貴重品を預けることが出来る。

管理人について)

第12条 管理者は、本寮管理運営を管理人を通し行うこととする。

- 1 管理人の業務時間は、午前8時より午後5時とする。
- 2 入寮者は、管理人の指示、指導に基づき、共同生活を送るものとする。

退寮事由)

第13条 管理者は以下の事由に該当する場合、何ら催告することなく退寮を命ずることができる。この場合当該学生は管理者の指定する期日までに退寮するものとする。

- 1 本契約及び寮内規則の不遵守、不法行為により、管理者が必要と判断した場合。
- 2 2ヶ月以上寮費の未払いがあった場合。
- 3 休学・退学等の事情により、大学学生でなくなった場合。

退寮通知)

第14条 退寮をしようとする寮生は、必ず、1ヶ月以上前に管理人へ申し出て、解約通知書に必要事項を記入し、管理室へ提出しなければならない。